

兵庫県警察退職者人材センターの設置等の継続実施について(一般甲)(要徹底)

対号 兵庫県警察退職者人材センターの構成変更及び継続実施について(平成31年3月14日兵警務一般甲第24号)

〔 令和3年3月4日  
兵警務一般甲第17号 〕

本県警察の退職管理については、対号に基づきその適正を図っているところであるが、引き続き下記のとおり実施することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底されたい。

## 記

### 第1 趣旨

この通達は、兵庫県警察職員(特定地方警務官以外の地方警務官、条件付採用期間中の職員、育休任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び非常勤嘱託員を除く。以下「職員」という。)及び退職職員(以下「職員等」という。)の再就職に係る透明性及び公正性をより高めるため、兵庫県警察退職者人材センターの設置及び退職管理の適正の確保について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

職員等の退職管理については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、職員の退職管理に関する条例(平成28年兵庫県条例第17号。以下「退職管理条例」という。)その他別に定めのあるもののほか、この通達の定めるところによる。

### 第3 定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところとする。

- (1) 地方警務官 警視正以上の階級にある警察官をいう。
- (2) 特定地方警務官 地方警務官のうち、兵庫県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及び警察法第56条の2第1項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則(平成19年国家公安委員会規則第27号)に定める者をいう。
- (3) 退職職員 職員として勤務した後、兵庫県警察を定年その他の理由により離職した職員をいう。
- (4) 所属長・管理官級職員 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号。以下「管理職手当規則」という。)別表第1警察本部の部に掲げる区分が2種から4種までの区分である職員をいう。
- (5) 管理職員 管理職手当規則別表第1警察本部の部に掲げる区分が2種から5種までの区分である職員をいう。
- (6) 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「団体等」という。))を除く。)をいう。
- (7) 利害関係企業等 営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」とい

う。) 第4条に規定するものをいう。

- (8) 契約等事務 兵庫県警察と営利企業等若しくはその子法人(職員の退職管理に関する規則(平成28年兵庫県人事委員会規則第5号)第3条に規定する子法人をいう。以下同じ。)との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分に関する事務をいう。
- (9) 働きかけ 営利企業等に再就職した退職職員(以下「再就職者」という。)が現職の職員に対し、再就職先の営利企業等又はその子法人と兵庫県警察との間の契約等事務について、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することをいう。

#### 第4 兵庫県警察退職者人材センター

##### 1 設置

警察本部に、兵庫県警察退職者人材センター(以下「人材センター」という。)を置く。

##### 2 任務

人材センターは、職員等の再就職の支援に関する事務を処理するものとする。

##### 3 構成等

###### (1) 構成

人材センターは、センター長、副センター長及び所要のセンター員をもって構成する。

###### (2) センター長

ア センター長は、警務部警務課長をもって充てる。

イ 警務部警務課長が、特定地方警務官以外の地方警務官となった場合は、副センター長がセンター長の事務を代行する。

ウ センター長は、センター員を指揮監督し、前記2の事務を掌理する。

###### (3) 副センター長

ア 副センター長は、警務部警務課次席をもって充てる。

イ 副センター長は、センター長を補佐する。

###### (4) センター員

センター員は、警務部警務課調査官、警務部警務課課長補佐及び警務部警務課上席係長又は係長のうち、警務部警務課長が指定する者をもって充てる。

###### (5) 事務の委託

センター長は、前記(4)のセンター員のほか、職員等の再就職の支援に関する事務を行うことが適当であると認められる職員がある場合は、当該職員に事務を委託することができる。

###### (6) 庶務

人材センターの庶務は、警務部警務課において行う。

#### 第5 再就職の支援

##### 1 求人情報の管理

###### (1) 企業等連絡票の提出

センター長は、職員等の採用を希望する営利企業等及び団体等(以下「求人企業

等」という。)がある場合は、当該求人企業等に対し、企業等連絡票(様式第1号)の提出を求めるものとする。この場合において、センター長は、当該求人企業等が営利企業等であるときは、当該営利企業等に対し、企業等連絡票により、所属長・管理官級職員の再就職状況を公表することについての同意の有無を調査するとともに、働きかけが規制されていることを確認させるものとする。

(2) 求人情報の登録

センター長は、前記(1)の規定により求人企業等から企業等連絡票の提出を受けたときは、当該求人企業等に関する情報(以下「求人情報」という。)の登録をするものとする。

(3) 求人情報の登録の抹消

センター長は、前記(2)の規定により求人情報の登録をした求人企業等について、次のいずれかに該当することとなったときは、当該求人情報の登録を抹消するものとする。

ア 当該求人企業等に再就職する職員等が決定したとき。

イ 当該求人企業等が職員等の再就職先として適当でないと認められるとき。

2 人材情報の管理

(1) 希望調査

センター長は、職員の退職管理に資するため、年度ごとに、当該年度に退職を予定している職員から再就職希望調査票(様式第2号)を提出させるものとする。

(2) 人材情報の登録

センター長は、前記(1)の規定により退職を予定している職員から再就職希望調査票提出を受けたとき、又は退職職員からの再就職についての要望を受けたときは、当該職員等の人材に関する情報(以下「人材情報」という。)の登録をするものとする。

(3) 人材情報の登録の抹消

センター長は、前記(2)の規定により人材情報の登録をした職員等について、次のいずれかに該当することとなったときは、当該人材情報の登録を抹消するものとする。

ア 当該職員等の再就職が内定したとき。

イ 当該職員等が人材情報の登録の抹消を申し出たとき。

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、当該職員等の人材情報の登録を継続することが適当でないと認められる事由があるとき。

3 情報の提供等

(1) 人材情報の提供

センター長は、求人情報と人材情報を照合し、求人企業等に対し、求人条件等に見合う職員等の人材情報を提供するものとする。

(2) 面接の通知

センター長は、前記(1)の規定により人材情報を提供した求人企業等から当該職員等との面接を希望する旨の申出を受けたときは、当該職員等に対して面接の日時等を通知するものとする。

(3) 結果の確認

センター長は、前記(1)の規定により求人企業等に人材情報を提供したときは、当該求人企業等から採否の結果についての連絡を求めるものとする。

#### 4 事務の委託に関する措置

第4の3の(5)の規定によりセンター長から職員等の再就職の支援に関する事務の委託を受けた職員（以下「委託職員」という。）は、当該事務の遂行状況について、逐次、センター長に報告しなければならない。この場合において、センター長は、その状況を再就職支援委託状況書（様式第3号）により、明らかにしておくものとする。

### 第6 退職管理の適正の確保

#### 1 再就職に関する制限等

##### (1) 在職中の求職活動の規制

管理職員は、利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。ただし、人材センターから紹介を受けた利害関係企業等又はその子法人に対して行う場合、退職管理政令第8条の規定に準じて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合及び職員として復帰することを前提とした出向に際して行う場合は、この限りでない。

##### (2) 他の職員等についての再就職の要求又は依頼の規制

職員は、営利企業等に対し、他の職員等を当該営利企業等若しくはその子法人に再就職させることを目的として、当該職員等に関する情報を提供し、若しくは当該営利企業等若しくはその子法人の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員等を当該営利企業等若しくはその子法人に再就職させることを要求し、若しくは依頼してはならない。ただし、センター員及び委託職員がその職務として行う場合並びに職員として復帰することを前提とした出向をさせることを目的として行う場合は、この限りでない。

##### (3) 求人企業等又は職員等から相談を受けた場合の措置

センター員以外の職員が、求人企業等又は再就職を希望する職員等から再就職に関する相談を受けた場合は、その旨を速やかにセンター長に報告しなければならない。

#### 2 再就職の報告及び届出

##### (1) 職員等による報告又は届出

ア 職員は、在職中に営利企業等に再就職することが決定した場合は、再就職状況報告（届出）書（様式第4号）により、速やかにセンター長に報告しなければならない。

イ 職員は、退職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況報告（届出）書により、速やかにセンター長に届け出なければならない。

##### (2) センター長の措置

ア センター長は、前記(1)の規定による報告又は届出を受けた場合において、その職員等が特定地方警務官及び所属長・管理官級職員（在職時にこれらの職員であった者を含む。）であるときは、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

イ センター長は、前記(1)の規定により再就職状況の報告又は届出をした職員等に対し、再就職状況報告（届出）書により、現職の職員に対し働きかけを行ってはならないことを確認させるものとする。

### 3 働きかけを受けた場合の報告

#### (1) 職員の措置

職員は、再就職者から働きかけを受けた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

#### (2) 所属長の措置

所属長は、前記(1)の規定により所属職員から報告を受けるなど、所属職員が再就職者から働きかけを受けたことを認知した場合は、速やかに働きかけ事案報告書（様式第5号）により、センター長に報告しなければならない。

#### (3) センター長の措置

前記(2)の規定による報告を受けたセンター長は、当該働きかけが地方公務員法第38条の2第1項、第4項若しくは第5項又は退職管理条例第2条に規定する要求又は依頼に該当する場合は、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

### 4 再就職状況の公表

#### (1) 公表の対象者

再就職状況の公表の対象者は、定年退職者又は勸奨退職者のうち、退職後2年間に営利企業等に再就職した所属長・管理官級職員とする。ただし、第5の1の(1)の規定による調査の結果、再就職した営利企業等からその公表に同意が得られなかった場合は、この限りでない。

#### (2) 公表の方法等

再就職状況の公表は、毎年6月末における過去1年間の再就職に係る次に掲げる事項について、7月末を目途に兵庫県警察ホームページに掲載することにより行うものとする。

ア 退職時の職名

イ 退職日

ウ 再就職先の名称

エ 再就職先の役職

オ 再就職日

カ 人材センターの利用の有無

### 5 特定地方警務官への適用

特定地方警務官に係る在職中の求職活動の規制及び再就職状況の公表については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に定めるところによるものとする。

### 第7 保存期間

次に掲げる文書の保存期間は、それぞれに定める期間とする。

(1) 再就職状況報告（届出）書 作成した職員等が退職した日から起算して2年

(2) 企業等連絡票、再就職希望調査票、再就職支援委託状況書及び働きかけ事案報告書 作成日から起算して2年